

9月2日（金）

平成 23 年 9 月 2 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開会

出席議員 (39 名)

- | | | |
|------|---------|-----------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (郷中の会) |
| 2 番 | 岩 下 斌 彦 | (自民党つくしの会) |
| 3 番 | 重 松 幸次郎 | (公明党宮崎県議団) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (新みやざき) |
| 5 番 | 西 村 賢 | (同) |
| 6 番 | 黒 木 正 一 | (自由民主党) |
| 7 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 8 番 | 内 村 仁 子 | (同) |
| 9 番 | 後 藤 哲 朗 | (同) |
| 10 番 | 右 松 隆 央 | (同) |
| 11 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 12 番 | 清 山 知 憲 | (同) |
| 13 番 | 外 山 三 博 | (同) |
| 14 番 | 凶 師 博 規 | (日 日 新) |
| 15 番 | 河 野 哲 也 | (公明党宮崎県議団) |
| 16 番 | 高 橋 透 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 17 番 | 太 田 清 海 | (同) |
| 18 番 | 田 口 雄 二 | (新みやざき) |
| 19 番 | 星 原 透 | (自由民主党) |
| 20 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 21 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 22 番 | 丸 山 裕次郎 | (同) |
| 23 番 | 押 川 修一郎 | (同) |
| 24 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 25 番 | 宮 原 義 久 | (同) |
| 26 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 27 番 | 前屋敷 恵 美 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公明党宮崎県議団) |
| 29 番 | 鳥 飼 謙 二 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 30 番 | 井 上 紀代子 | (新みやざき) |
| 31 番 | 徳 重 忠 夫 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (自由民主党) |
| 33 番 | 横 田 照 夫 | (同) |
| 34 番 | 中 野 一 則 | (同) |
| 35 番 | 中 野 廣 明 | (同) |
| 36 番 | 福 田 作 弥 | (同) |
| 37 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 38 番 | 中 村 幸 一 | (同) |
| 39 番 | 十 屋 幸 平 | (同) |

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-----------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 牧 元 幸 司 |
| 県 民 政 策 部 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 総 務 部 長 | 稲 用 博 美 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 土 持 正 弘 |
| 環 境 森 林 部 長 | 加 藤 裕 彦 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 隆 夫 |
| 農 政 水 産 部 長 | 岡 村 巖 |
| 県 土 整 備 部 長 | 児 玉 宏 紀 |
| 会 計 管 理 者 | 豊 島 美 敏 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 |
| 病 院 局 長 | 甲 斐 景 早 文 |
| 財 政 課 長 | 日 隈 俊 郎 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 |
| 教 育 長 | 近 渡 辺 義 人 |
| 公 安 委 員 長 | 佐 藤 勇 夫 |
| 警 察 本 部 長 | 鶴 見 雅 男 |
| 人 事 委 員 | 江 夏 由 宇 子 |
| 代 表 監 査 委 員 | 宮 本 尊 |

事務局職員出席者

- | | |
|-------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 日 高 勝 弘 |
| 事 務 局 次 長 | 成 合 修 稔 |
| 総 務 課 長 | 山之内 稔 |
| 議 事 課 長 | 武 田 宗 仁 |
| 政 策 調 査 課 長 | 福 嶋 幸 徳 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 課 主 査 | 前 田 陽 一 |

◎ 開 会

○外山三博議長 これより平成23年9月定例県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員39名、全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○外山三博議長 会議録署名議員に、右松隆央議員、鳥飼謙二議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○外山三博議長 まず、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、押川修一郎委員長。

○押川修一郎議員〔登壇〕 皆さん、おはようございます。御報告いたします。

去る8月26日に閉会中の議会運営委員会を開き、本日招集されました平成23年9月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は、合計21件、その内訳は、補正予算案2件、条例10件、予算・条例以外9件であります。このほか3件の報告があります。また、さらに人事案件及び決算認定案件が追加提案される予定であります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、会期については、本日から10月11日までの40日間とすることに決定をいたしました。なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、9月7日から2日間の日程で代表質問、9日から3日間の日程で一般質問を

行います。代表質問については、質問人数を5名とし、質問の順序及び時間は、自由民主党120分以内、新みやざき55分以内、社会民主党45分以内、公明党45分以内といたします。次に、一般質問については、質問人数を合計15名以内とし、質問順序は、6日の通告締め切り後に行う抽せんにより決定いたします。質問時間は1人30分以内といたします。

一般質問終了の後、議案・請願の所管常任委員会への付託を行います。9月14日から16日までの間で各常任委員会を開催していただき、22日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告をお願いいたします。その後、28日に普通会計及び公営企業会計決算議案の審査のため、決算特別委員会を設置の上、同委員会に当該議案を付託することにしております。休会中の9月29日から10月6日までの間に決算特別委員会を開催していただき、10月11日の最終日に、付託された議案の審査結果報告を願います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いをいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山三博議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○外山三博議長 会期についてお諮りをいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本日より10月11日までの40日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたします。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第21号まで上程

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第1号から第21号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○外山三博議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。平成23年度9月定例県議会の開会に当たりまして、まず冒頭に、御報告とおわびを申し上げます。

昨日公表いたしましたとおり、延岡県税・総務事務所職員による多額の公用郵便切手の横領事件が発覚いたしました。また、職員による盗撮事件も複数発生をしております。

職員の服務規律の保持につきましては、日ごろから指導を行い、コンプライアンス意識の徹底に努めますとともに、金銭や物品の管理につきましても、不適正な事務処理や準公金等横領事件の発生を踏まえ、チェック体制の徹底を図っていたにもかかわらず、このような不祥事が続発しましたことは、痛恨のきわみであり、県議会、県民の皆様へ深くおわびを申し上げます。今後、関係職員の処分はもとより、職員一

人一人の綱紀粛正を改めて徹底いたしますとともに、組織を挙げて、このような個人の非違行為の発生を防ぐ仕組みづくりなど、再発防止に全力で取り組み、県民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

では、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、県政に関しまして3点ほど御報告をさせていただきます。

1点目は、口蹄疫からの再生・復興についてであります。

去る8月27日で口蹄疫終息宣言から1年が経過しました。昨年4月に本県で発生し、3カ月にわたり猛威を振るった口蹄疫は、多くの家畜のとうとい命を奪い、また、農畜産業はもとより、観光・商工業など県内経済に甚大な被害をもたらすとともに、県民生活に深刻な影響を及ぼしました。今もなお、人工授精や各種イベント等の自粛などによる影響から脱し切れていないところではありますが、この区切りを契機として、改めまして、県民の皆様への御理解と御協力をいただきながら、口蹄疫からの再生・復興に向け、より一層、取り組みを強化してまいりたいと考えております。

まず、防疫対策につきましては、二度と同じような事態を引き起こすことのないよう、これまでにさまざまな防疫強化の取り組み等を実施してまいりました。今後はさらに、民間獣医師を家畜防疫員として活用するなどの獣医師確保対策を行うとともに、関係施設の防疫設備を整備するなど、家畜防疫体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

また、牛肉の消費が減退する中で、J Aグループ等とも連携した牛肉の消費拡大に取り組むとともに、国の口蹄疫畜産再生基金や本県の口蹄疫復興対策基金、口蹄疫復興宝くじなどの

活用や、宮崎県口蹄疫復興財団等を通じた市町村や関係団体等への支援などにより、再生・復興への取り組みをさらに進めてまいりたいと考えております。

口蹄疫による影響は甚大であります。国や県、市町村、経済団体、そして県民一人一人が力を結集して課題を一つ一つ克服し、真に本県の再生・復興につながるよう、また、「みやざき新生」を目指して積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目は、経済活性化対策「みやざき元気プロジェクト」についてであります。

国内経済の停滞が長期化する中、最近の急激な円高により、輸出産業を中心に経営環境の厳しさが増えています。国において、その対策が検討されているところでありますが、本県においては、口蹄疫や新燃岳の噴火等の影響により、経済活動そのものが低迷している状況にあります。そこで、口蹄疫終息宣言から1年に当たり、県民総力戦で宮崎の元気を取り戻すための取り組みとして、経済活性化対策「みやざき元気プロジェクト」の展開を図ることといたしました。

これまでも、当初の骨格予算や6月の肉付け予算により、経済活性化のための対策を講じてまいりました。さらには、口蹄疫復興対策のファンド事業や、今議会に提案をいたしました9月補正予算案も含めると、総額約1,122億円の事業が実施ないし予定されることとなります。みやざき元気プロジェクトは、これらの事業を初め、今後、必要に応じた補正予算や来年度当初予算をも視野に入れつつ、行政や民間団体、県民が連携し、広義の地産地消など県内需要の拡大等を通じ経済活性化に取り組もうとするものであり、同時に、県民の皆様への御理解と御

協力の呼びかけでもあります。

このプロジェクトは3つの柱で構成しております。まず1つ目は、「停滞している県内経済活動の回復」であり、緊急的な雇用対策や金融対策等のほか、県単独事業の増額など公共事業の積極的な実施、口蹄疫終息1周年イベント等による需要喚起などに努めてまいります。2つ目の「将来を見据えた産業づくりのスタートアップ」では、「食の王国みやざきづくり」や戦略的な企業立地、東九州メディカルバレー構想の推進などによる将来のエンジン産業の育成、さらに、広くアジアに目を向けた海外展開を推進しますとともに、東九州自動車道や細島港など産業を支える基盤の整備を促進してまいります。3つ目は、資金や価値が県内を円滑に循環する「地域経済循環システムの仕組みづくり」であり、農林水産物を初め県産品の購入促進など広い意味での地産地消、さらに100万泊県民運動などに取り組んでまいります。以上のような基本的な視点に立ち、宮崎の元気を回復する取り組みを総合的に推進してまいりたいと考えております。

厳しい状況にある牛肉の消費拡大や県産品・県内施設の利用、県内イベントへの積極的な参加など、県民一人一人ができることから取り組んでいただき、その積み重ねにより県内経済を循環させていくことが大切だと考えておりますので、県議会議員の皆様を初め県民の皆さんの御理解と御協力をお願いいたします。

3点目は、アジアナ航空就航10周年についてでございます。

アジアナ航空が宮崎—ソウル間に就航し、本年4月に10周年を迎えましたことから、先月28日から30日までの2泊3日の日程で、外山県議会議長や宮崎県商工会議所連合会の米良会頭ほ

か経済界の皆様とともに、韓国を訪問してまいりました。韓国では、アジアナ航空のユン社長にお会いし、今後とも相互に協力しながら路線の維持発展を図っていくことを確認いたしますとともに、韓国山林庁や韓国観光公社、韓国旅行業協会、主要旅行会社等を訪問し、本県杉材の利用推進や観光客の誘致についてお願いをしてきたところであります。国内経済が停滞する中、拡大・発展するアジアとの交流を促進することは非常に重要でありますので、今後とも本県就航の航空会社等と連携を図りながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計38億643万5,000円、特別会計3,614万9,000円であります。このうち、一般会計の歳入財源は、国庫支出金1億697万2,000円、寄附金20万円、繰入金12億1,090万9,000円、繰越金23億1,474万1,000円、諸収入1億7,361万3,000円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は5,843億5,643万5,000円となります。

以下、その主なものについて御説明いたします。

まず、東日本大震災対策についてであります。被災者生活再建支援法に基づく支援制度の原資となる基金に対し、本県負担額を拠出することといたしました。この制度は、大規模な地震や風水害などの自然災害により、多数の住宅が全壊するなどの被害が発生した場合に、被災世帯に対して住宅の被害の程度や再建方法に応じて支援金を交付する全国規模での相互支援制度であり、基金には、各都道府県がそれぞれの世帯数に応じた額を拠出することとなっております。

今回、東日本大震災に伴う支援金の規模が、現在の基金の額を大きく上回ることから、この対応のために必要となる追加拠出と、今後発生する災害に備えた新たな拠出を行うものであります。

次に、口蹄疫・経済復興対策についてであります。先ほど御説明しましたとおり、民間獣医師の活用や獣医師確保のための修学資金の増額により、家畜保健衛生所の家畜防疫体制の人的強化を図る一方で、農業改良普及センターや県立農業高校等において、車両消毒装置や噴霧シャワー設備を備えた更衣衛生施設の整備を行うなど、県有施設における防疫体制の強化を図ることとしております。また、畜産と耕種のバランスのとれた産地構造への転換を促進するために、土地利用型野菜の契約栽培に取り組む農家の生産リスク軽減を目的とした新たな資金を造成することとしております。

その他の対策といたしまして、エコクリーンプラザみやぎの浸出水調整池補強工事に要する費用の追加貸し付けを行うこととしております。地元住民の皆様の安全・安心の確保を最優先に対応するため、この補強工事に要する経費3億3,800万円につきまして、県と市町村とが折半して公社へ貸し付けることとし、今回、1億6,900万円を措置することといたしました。

次に、予算関係以外の議案について御説明いたします。

議案第3号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法等の一部改正によりまして、地方税に係る不申告等に関する過料の額が引き上げられたこと等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第4号「執行機関としての委員会の委員又は委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例」は、現在、月額制としております委員の報酬を、地方自治法の趣旨や勤務実態等を踏まえ、日額と月額の併用制とするための条例の改正であります。

議案第5号「宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例」は、東日本大震災の被災者支援のため、本県に避難してきた世帯のうち、経済的な理由から就学等が困難となった世帯の幼児・児童・生徒の緊急的な就学等支援を実施するため、所要の改正を行うものであります。

議案第6号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」から、議案第11号「宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例の一部を改正する条例」は、県の公の施設の指定管理者を指定するに当たり、現行条例ではすべて公募することとしておりますが、緊急の場合等においては、非公募により候補者を選定し当該候補者を指定することについて、議会の議決に付することができるよう、特例規定を整備するもの等であります。

議案第16号は、日向警察署庁舎建設主体工事の工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

議案第21号「宮崎県中山間地域振興計画の策定について」は、宮崎県中山間地域振興条例第7条の規定に基づき、中山間地域の振興に関する計画を策定することについて、宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

このほか、議案第12号「都市計画法施行条例の一部を改正する条例」外7件であります。説明は省略させていただきます。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○外山三博議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす3日から6日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、7日午前10時開会、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時20分散会